

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○塚田委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

総理にお伺いします。

皆さんのお手元には資料をお配りしていますが、
一ページ目は、復興のときの財源確保の状況をま
とめたものであります。こちらを参照してくださ
い。

ところで、今回の防衛財源確保法案では、民主
党政権時代に成立させた復興財源確保法案とは異
なっており、増税や決算剰余金、歳出削減による財源
確保規定は盛り込んでいません。その結果、復興
財源確保法案では復興財源三十二・九兆円を一〇
〇％調達できる内容だったのに対し、今回の法案
で調達できるのは、従来を上回る五年間の防衛力
整備に要する費用十七・一兆円から今年度予算で
手当てされた一・四兆円分を除く十五・七兆円の
うち約三・四兆円、割合にすると二〇％程度にし
かすぎないということであり、同じ財源確保
法という名称でありませけれども、極めて今回は
内容が乏しい。このままでは明らかな欠陥法案だ

と思います。

なぜ復興財源確保法案のようにいわばフルスペ
ックの財源確保の規定を盛り込まなかったのかと
いうことを、まず総理にお尋ねします。

○岸田内閣総理大臣 防衛力強化のための財源確
保策については、昨年末に閣議決定した防衛力整
備計画や政府税制大綱において、その全体の方針
これはお示ししています。そして、本法案におい
ては、昨年末の閣議決定を踏まえて、予算上の対
応に加えて法律上の手当てが必要となる措置につ
いて、法律に内容を盛り込んだ次第であります。
特別会計の繰越し等の税外収入の確保と、確保し
た税外収入を令和六年度以降プールして安定財源
として活用するための防衛力強化資金の創設、こ
うした法律上の手当てが必要になる措置を講じま
した。

御指摘の歳出改革あるいは決算剰余金の活用等
については、その実施に法律上の手当てが不要で
あるため本法案には規定しておりませんが、財源
確保の方針、先ほど申し上げました全体の方針に
沿って、令和五年度予算において着実に実施をし
ているところであります。

なお、税制措置については、昨年末に閣議決定
した枠組みの下、実施時期について今後判断して
いくとされているため、本法案に盛り込んでいな
いという次第であります。

○階委員 ちよつと流れがあるので、三番目の質
問項目に飛びますね。

五年間で四十三兆円の防衛力整備計画、これを
安定的に支えるための財源措置が不可欠だと総理

は以前述べられています。では、防衛力強化、五
年間で十七・一兆円になると思うんですけども、
これを本当に国債に頼らずにできるのかというこ
とをお聞きしたい。

仮にできるとすれば、もう閣議決定で済ませな
いで、今この時点で、ちゃんとした、フルカバ
ー、フルスペックの財源確保法案を出すべきでは
ないか。閣議決定で済むというのであれば、そも
この法案だって、来年度以降の話ですから、今の
時点で法案を通す必要はないわけですよ。です
から、出すんだったら、きちんとしたものを出し
すということをやっていたらいいんですが、い
かがですか。

○岸田内閣総理大臣 先ほども申し上げましたが、
財源確保については、昨年末閣議決定された防衛
力整備計画そして政府税制大綱において、その全
体の方針、これは既にお示しをしています。そし
て、その方針を進めていくためには、防衛財源の
安定的な確保に向けた道筋をできるだけ早期に示
すこと、そしてまた、税制措置での協力をお願い
する前提として、国民の負担をできる限り抑える
べく政府として最大限の財源確保の努力を行って
いくこと、これを明確に示すこと、これが重要で
あると考えています。

こういった観点から、今後五年間の防衛力強化
のための財源として四・六兆円の税外収入を令和
五年度予算に計上するとともに、本法案において、
所要額を防衛力強化資金に繰り入れるに当たり法
律上の手当てが必要となる措置、これを盛り込ん
だところであります。

要は、全体像をしっかりと示した上で、法律の手当てが必要になるものについてはしっかりと法律の手当てをし、そして予算の審議もお願いする、こういったことよって、全体像をできるだけ早期に国民の皆さんの前に示していきたい、そして、防衛力の強化、維持について安定的に支える体制に御理解をいただくことが重要であると考えています。

○階委員 閣議決定で全体像を示すのであれば今の法案を通す必要はないということについて、全く答えができていないんですよ。鈴木大臣も、ずっとこの間、その点については政治判断だという説明しかできていないんですよ。閣議決定で全体像を示したのなら、それで十分じゃないですか。

時間もないので次に移りますけれども、いいですか、今回、本来盛り込むべき税の話、これが入っていないわけですけども、皆さんのお手元では二ページ目を御覧になっていただきたいんですけど、これが、問題になっている増税のうちの、復興特別所得税の流用と期限延長の図で示したものです。

いわば、一％分の復興特別税の流用というのは国民との約束違反でありますし、また、期限延長というのは最大十三年に及ぶそうですけれども、今後、南海トラフ地震や首都直下地震の復旧復興について、次世代の対応能力の低下をもたらすわけですね。

このような問題意識で、当委員会では、我々の同僚議員から地方公聴会の開催を提案してきましたわけですが、この法案を通す前に、総理としても被災地や若者の意見を広く聞くべきではないかと考

えますが、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣 まず、復興特別所得税については、現下の家計の負担増にならないよう、復興特別所得の税率を引き下げた上で、その下げた範囲内で新たな付加税をお願いする、このようにしております。

また、復興財源との関係では、復興債の発行を通じた柔軟な資金調達が可能であるため、復興特別所得税の税率を引き下げても、毎年度の復興事業の円滑な執行には問題は生じないと考えております。加えて、この措置は、復興事業や復興債の償還のための財源としてお願いしている復興特別所得税の課税期間を延長するものであり、その延長幅、これは、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さ、これを確保しているため、復興事業に影響を及ぼすことはない、こうした考えで制度をつくっております。

防衛財源に流用している、復興特別所得税の一部を、復興財源、流用していると御指摘ですが、国民との約束違反ではないかという御指摘についても、当たらないと考えています。（階委員「約束違反でしょう」と呼ぶ）いやいや、今申し上げたような理由で、約束違反ではないと我々は認識をしております。

そして、要は、将来世代の活力を奪うのではないかと、そういった質問もありました。これは、二〇二三年以降も付加税が続くことになることで将来の災害への次世代の対応能力が低下する等、こういった観点からの御指摘かと思いますが、今回の税制措置により、標準的なモデルケースによれ

ば、例えば、夫婦二人、四人世帯を考えた場合、給与所得が五百万円の世帯では、所得税付加税一％で、年間給与収入の約〇・〇一％程度の負担を二〇三八年以降お願いするということになるわけです。これは、経済成長と構造的な賃上げの好循環を実現することにより負担感を払拭できるように、政府として努力をしていきたいと思っております。それから、地方公聴会の開催について。これは国会においてお決めいただくべきものであると考えております。

○階委員 じゃ、委員長、是非決めていただきたいと思えます。

三ページ目に世論調査の結果も出しておりますけれども、この復興特別所得税の一部流用問題について、反対という意見が七三％です。増税についても、支持しないが八〇％です。

是非、地方公聴会の開催を求めますが、委員長、いかがでしょうか。

○塚田委員長 理事会で協議いたします。

○階委員 これは絶対、法案採決の条件になるということを改めて申し上げたいと思います。

さて、時間も限られておりますので最後の方に行きますけれども、先ほど稲津先生からもありました広島サミット、広島サミットでは核なき世界に向けて強いメッセージを発したいということが、先ほど総理、言われていましたけれども、そのメッセージの具体的内容が私は問題だと思っております。

今、軍拡競争がこれから日本も行われるのではないかと、先ほどの世論調査も六割の方がそ

う答えていますね。そういう懸念が内外に高まってくるということが想定される中で、今このタイミングで、核兵器のない世界に向けて、ヒロシマ・アクション・プランよりもっと踏み込んだ取組をすべきだと私は考えています。例えば、非核三原則を将来に向けて堅持することを表明したり、核兵器禁止条約にオブザーバー参加することを表明したりといったこともすべきではないかと考えますが、総理、具体的なことをお答えください。

○岸田内閣総理大臣 先ほどもお答えしたように、G7広島サミットにおいては、核兵器のない世界へ向けての明確なメッセージを発したいと考えております。

委員の御指摘はその内容が問題だということでありますが、例えば、委員の御指摘の中で、核禁条約、オブザーバー参加するべきではないか、こういった御指摘もありました。

私も、核禁条約は、核兵器のない世界へ向けて出口に当たる重要な条約になる条約であると認識をしています。

しかし、この核禁条約には、核兵器国、これは一国も参加していないというのが現実であります。現実を変えるためには、事実、実際、核兵器を持つている国が変わらなければ現実には変わらないという現実を前にして、是非多くの核兵器国に協力をしてもらう、こうした働きかけを唯一の戦争被爆国として行うことが重要であると考えております。よって、G7の場をもって明確なメッセージを発するとともに、具体的な取組が必要であると申し上げています。

委員の方から、ヒロシマ・アクション・プランにとどまらずとおっしゃいましたが、ヒロシマ・アクション・プランの内容、要は、核兵器は今後も使わないということ、核兵器の数を今後とも減らし続けるということ、FMCTやCTBTを始めとするこれまでの取組を是非進めようということ、それから世界のリーダーに被爆の実相に触れてもらうということ、こうしたヒロシマ・アクション・プランの内容、これは現実に重要な内容を含んでいると思います。これも含めて、現実的な取組として進めていきたいと考えています。（階委員「非核三原則は」と呼ぶ）

非核三原則においては、従来から申し上げております。政府として、非核三原則の見直し等については考えていないということ、再三強調させていただいております。

○階委員 時間が来たので終わりますけれども、一月三十日の予算委員会、私から、防衛費だけでなく、子供、子育て予算、金利上昇に伴う国債費の増加などを考慮した中期財政フレームの提出を求めました。

総理は国民の皆さんに説明するための資料を作っていくたいというふうに答弁したんですが、その後どうなったんでしょうか。IMFも三月三十日の対日レポートで同様の提案をしています。是非、この委員会に直ちに提出を求めたいということ、委員長にはお取り計らいをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○塚田委員長 理事会で協議いたします。